

# 「蜂須賀正勝公 生誕500年」記念事業 実施業務仕様書

## 1 委託業務の名称

「蜂須賀正勝公 生誕500年」記念事業実施業務（以下「本業務」という。）

## 2 目的

徳島藩主蜂須賀家の家祖である「蜂須賀正勝公」が令和8年に生誕500年を迎えることから、徳島の礎を築いた蜂須賀家の歴史や功績を学び、後世へと継承する機会を創出するとともに、徳島の文化に触れる記念事業を実施し、こどもから大人まで多くの方々に徳島の歴史・文化の魅力を再認識してもらい、「シビックプライド」の醸成を図る。

## 3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年12月28日まで

## 4 日程・会場

(1) 日程：令和8年10月頃（2週間程度）

※実施時期については、契約締結後に委託者と協議のうえ決定

(2) 会場：徳島城博物館

※会場の予約及び使用申請並びに使用料の支払いは、受託者の責任において行うこと。

※予約状況など、やむを得ない事情により徳島城博物館での実施が難しい場合は、委託者と協議のうえ、会場を決定することとする。

## 5 業務内容

(1) 次の内容を盛り込んだ企画提案をすること。

### ア 企画展示

蜂須賀家にゆかりのある伝統工芸や文化など、当時の人々の暮らしぶりなどを学び、思いを巡らせるような企画展を実施すること。

(例) 当時を紹介する資料展、現代に伝わる食や伝統工芸品の紹介、  
徳島の美しい風景の変遷を辿る写真展 等

### イ 蜂須賀家に関する講演会等

蜂須賀家にゆかりのある方や歴史の専門家など、本業務にふさわしい講師を招請し、こどもにも分かりやすく説明する講演会等を2回程度実施すること。

### ウ 伝統文化体験会

徳島の伝統文化を活用した「伝統文化体験会（ワークショップ）」を2回程度実施すること。

### エ 伝統芸能の実演

蜂須賀家の時代に、庶民の間で娯楽として発展した伝統芸能（阿波おどり、阿波人形浄瑠璃）を2回程度実演すること。

#### オ 食文化体験会

当時、蜂須賀家が食していた物や、現代においても食されている物など、徳島の味などを楽しめる「食文化体験会」を2回程度実施すること。なお、実施にあたっては、以下の事項を遵守すること。

##### （ア）安全・衛生管理

食品衛生法等の関係法令を遵守し、必要な許可申請や届出を受託者の責任において行うこと。

##### （イ）アレルギー対応

提供するメニューに含まれる特定原材料等のアレルギー表示を適切に行うとともに、来場者への注意喚起を徹底すること。

##### （ウ）事故への対応

食中毒や体調不良等の事故が発生した場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において誠実に対処すること。

#### カ その他

アからオ以外にも、本業務をより魅力的で効果的なものとする独自企画を提案すること。 ※実施回数も記載すること

### （2）運営管理

ア （1）で提案した本業務を実施するために必要な会場、機材、消耗品等の調整・手配を行うこと。

イ 受託者の責任において、会場施設管理者と十分な連絡・調整のうえ、本業務を実施すること。

ウ 会場の設営及び撤去（原状回復含む）を行うこと。なお、貴重な展示資料を取り扱う場合や会場での設営にあたっては、会場施設管理者の指示に従うこと。

エ 本業務開催時には来場者、出演者の安全確保や、来場者の会場案内及びスムーズな動線確保のため、必要な人員を配置すること。

オ 本業務開催時のスケジュールや会場図面、緊急時の連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、委託者と情報共有を図ること。

### （3）広報

県民をはじめ、多くの方々に来場していただくためSNS等を活用するなど、十分な広報活動を展開すること。

### （4）アンケート及び効果検証の実施

ア 委託者と協議のうえ来場者に対しアンケートを実施すること。

イ アンケート結果をもとに本業務の効果検証を行い、業務報告書とともに提出すること。

### （5）業務報告書の提出

本業務終了後、速やかに業務報告書を作成し、委託者に提出すること。

## 6 留意事項

（1）本業務を遂行するにあたり、委託者と十分協議をしながら進めること。

- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かるよう報告を行うこと。
- (3) 本業務の遂行にあたり、発生した事故や第三者に損害を与えた場合等は、受託者の責任において対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (4) 本業務を遂行する上で知り得た個人情報及び秘密を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することはできない。また、本業務が委託者の了承を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用しないこと。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務において制作または使用されたものの所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、知的財産権及び一切の権利は受託者に帰属する。ただし、事業終了後においても、当事業で制作または使用したものについては、県及び受託者協議のうえ両者が使用できるものとする。
- (6) 本業務の遂行のために必要な第三者の著作権・肖像権については、受託者において事前に許諾を取得すること。
- (7) 本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者において、協議のうえ決定する。